平成２４年（フ）第９６１号
広島県東広島市八本松飯田９丁目６番５号
債務者　川元　保子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９０号
広島市西区大芝１丁目24番15―301号
債務者　小嶋　雅子（旧姓山路・嘉藤）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３号
広島県呉市押込西平町22番22号
債務者　吉岡　元廣
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１２３号
広島県呉市焼山桜ケ丘３丁目５番８号
債務者　奥川　法勝
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１２７号
広島県呉市阿賀中央１丁目５番13号
債務者　近広多恵子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１２８号
広島県竹原市西野町1878―１西野コーポ３号棟102、住民票上の住所広島県東広島市高屋町中島636番地１
債務者　井堀　裕代（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３８号
山口県萩市大字福井下4906番地１
債務者　西村　　恵
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第２１号
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地399
債務者　植田　健治
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地399
債務者　植田　裕恵
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３５号
徳島県徳島市南沖洲４丁目１番１―502号
債務者　森岡　春江
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６８号
徳島県阿波市阿波町伊沢田16番地２、旧住所神戸市北区上津台６丁目５番16号
債務者　割石　　収
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０４号
徳島市東新町２丁目38番地の１　アルファステイツ新町402号室
債務者　井上　良昭
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１３号
徳島県板野郡板野町犬伏字角ノ橋16番地25
債務者　岡本　　修
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１４号
徳島県板野郡板野町川端字中谷山６番地　川端団地19―75
債務者　岡本　　晃
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４８号
徳島市南庄町４丁目59番地15
債務者　井原　英樹
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５０号
徳島県阿波市阿波町東原91番地２　東原団地６号
債務者　岩佐美友紀
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６３号
徳島県小松島市間新田町字ヤケ木２番地の47
債務者　森本　拓也
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部